

理事及び監事規程

(目的)

第1条 この規程は、理事及び監事の人事、責務及び報酬等に関する基本事項を定めるものである。

(役員の定義)

第2条 役員とは、定款に定める理事及び監事をいう。

2 役付き理事とは、定款第22条第2項で選任された理事をいう。

3 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし、常時勤務する者をいう。

4 非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(定年年齢)

第3条 理事及び監事の定年は、80歳とする。

2 任期中に前項の定年年齢に達した場合は、任期満了まで定年を延長する。

(役員の責務)

第4条 理事及び監事は、関係法令、定款、当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に就業し、協力して当法人の発展に尽くさなければならない。

(機密保持)

第5条 理事及び監事は、当法人の機密を保持し、当法人の不名誉あるいは不利益となる行為をしてはならない。

(禁止事項)

第6条 理事及び監事は、当協会の職務上の地位を利用して、手数料、リベート等を受け取る等、当協会の職務の公正を害し、または害する恐れがある行為をすることを禁止する。

(報酬)

第7条 役員の月額報酬は、別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」により支給する。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金については、別に定める「役付き常勤理事退職慰労金規程」により、支給する。

(定めのない事項)

第9条 本規程に定めのない事項は、すべて一般社団及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律、その他の法令及び定款によるものとする。

附則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月24日から施行する。